

(資料)

地方分権推進法の期限の延長について(会長談話)

本日、「地方分権推進法の一部を改正する法律」が成立し、地方分権推進法の期限が1年間延長されることとなった。政府、国会をはじめとする関係各位に対し心から敬意を表する次第である。

地方分権一括法が本年4月に施行され、わが国の地方分権は新たな実行段階に入ったところであるが、国におかれては、今後における新制度の適正な運用の定着のための監視や残された課題解決に向けた取組みを、この期間内に着実に進められることを強く期待するものである。

我々としても、引き続き、自らの責任を果たしつつ、地方分権の一層の推進に努力していく所存である。

平成12年5月12日

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全国市議会議長会
全 国 町 村 会
全国町村議会議長会